

## すこやか積金（期間限定商品）

一関信用金庫  
令和4年3月1日現在

1. 商品名 （愛称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期積金</li> <li>すこやか積金（子育て応援定期積金）</li> <li>募集期間:令和4年3月1日～令和5年3月31日（期間限定商品）</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>満18才以下の子供を扶養している個人の方</li> <li>契約名義は、子供名義とします</li> <li>※健康保険証等で子供の扶養状況を確認いたします</li> </ul>
3. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上5年以下</li> </ul>
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金口座からの自動振替のみの取扱いとします</li> <li>掛け金のまとめ掛け、先払いのお取扱いはできません</li> <li>5,000円以上30,000円以内</li> <li>1,000円単位</li> </ul>
5. 支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して給付契約金を支払います</li> </ul>
6. 利息 （給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時の店頭表示約定利回りに0.1%を上乗せして満期日まで適用します</li> <li>給付補填金は満期日以後に一括して支払います</li> <li>給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません）</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります</li> </ul>
8. 特約事項	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、満期日前の解約はできません</li> <li>やむを得ず、満期日前に解約される場合は、約定利率に50%を乗じた利率（小数点第4位以下は切り捨て）と解約日における普通預金利率のうちいずれか低い利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います</li> </ul>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧くださいまたは窓口にお問い合わせください</li> </ul>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム（9時～17時、電話:0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます</li> <li>満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき、預金者1人当たり元本1千万円までとその利息が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください）</li> </ul>